第三十一条第四項後段及び同項第一号を削り、同項第二号中「（前号に掲げる者を除く。）」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

第三十三条第十項中「次の各号のいずれかに該当する」を「第三十一条第二項から第四項までの規定による措置が採られている」に改め、同項各号を削る。

第三十三条の七中「児童等」を「児童」に改める。

第三十三条の八第一項中「児童等」を「児童」に改め、同条第二項中「に係る児童等」を「に係る児童」に、「若しくは児童福祉施設に入所中の児童等」を「、児童福祉施設に入所中」に改める。

第三十三条の九及び第四十七条中「児童等」を「児童」に改める。

第五十七条の三第二項中「小児慢性特定疾病児童等の保護者」を「小児慢性特定疾病児童の保護者若しくは成年患者」に改める。

第五十七条の三の三第二項中「小児慢性特定疾病児童等の保護者又は小児慢性特定疾病児童等の保護者」を「小児慢性特定疾病児童の保護者若しくは成年患者又はこれらの者」に改める。

第五十七条の四第二項中「小児慢性特定疾病児童等の保護者」を「小児慢性特定疾病児童の保護者若しくは成年患者」に改める。

（児童福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第九条　施行日前に前条の規定による改正前の児童福祉法（以下この条において「旧児童福祉法」という。）の規定によりなされた認定等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）であって児童（児童福祉法第四条第一項に規定する児童をいう。以下この条において同じ。）以外の満二十歳に満たない小児慢性特定疾病児童等（旧児童福祉法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。）に係るもの又はこの法律の施行の際現に旧児童福祉法の規定によりなされている認定等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）であって児童以外の満二十歳に満たない小児慢性特定疾病児童等に係るものは、施行日以後における前条の規定による改正後の児童福祉法（以下この条において「新児童福祉法」という。）の適用については、新児童福祉法の相当規定により成年患者（新児童福祉法第六条の二第二項第二号に規定する成年患者をいう。以下この条において同じ。）に対してなされた処分等の行為又は成年患者によりなされた申請等の行為とみなす。

（競馬法等の一部改正）

第十条　次に掲げる法律の規定中「未成年者」を「二十歳未満の者」に改める。

一　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第二十八条

二　自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第九条

三　小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第十三条

四　モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第十二条

五　アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）第二条

（水先法の一部改正）

第十一条　水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号イ中「二十歳」を「十八歳」に改める。

第三十条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号イ中「二十歳」を「十八歳」に改める。

（国籍法の一部改正）

第十二条　国籍法（昭和二十五年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第五条第一項第二号中「二十歳」を「十八歳」に改める。

第十四条第一項中「二十歳」を「十八歳」に、「二十二歳」を「二十歳」に改める。

第十七条第一項中「二十歳」を「十八歳」に改める。

（国籍法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　この法律の施行の際に前条の規定による改正前の国籍法第三条第一項に規定する要件（法務大臣に届け出ることを除く。）に該当する者であって十六歳以上のものは、前条の規定による改正後の国籍法（以下この条において「新国籍法」という。）第三条第一項の規定にかかわらず、施行日から二年以内に限り、なお従前の例により日本の国籍を取得することができる。

2　新国籍法第十四条第一項の規定は、施行日以後に外国の国籍を有する日本国民となった者又はこの法律の施行の際に二十歳未満の者について適用し、この法律の施行の際に外国の国籍を有する日本国民で二十歳以上のものの国籍の選択については、なお従前の例による。

3　この法律の施行の際に外国の国籍を有する日本国民で十八歳以上二十歳未満のものは、新国籍法第十四条第一項の規定の適用については、この法律の施行の時に外国及び日本の国籍を有することとなったものとみなす。

4　この法律の施行の際に国籍法第十二条の規定により日本の国籍を失っていた者で十六歳以上のものは、新国籍法第十七条第一項の規定にかかわらず、施行日から二年以内に限り、なお従前の例により日本の国籍を取得することができる。

（社会福祉法の一部改正）

第十四条　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「二十年」を「十八年」に改める。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法等の一部改正）

第十五条　次に掲げる法律の規定中「二十歳」を「十八歳」に改める。

一　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）別表第一から別表第五まで

二　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第五条第一項第二号

三　船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号）別表の下欄第一号

四　性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成十五年法律第百十一号）第三条第一項第一号

（旅券法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　施行日前にされた旅券の発給の申請に係る処分については、前条の規定による改正後の旅券法第五条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　施行日前にされた性同一性障害者の性別の取扱いの変更の審判の請求に係る事件については、附則第十五条の規定による改正後の性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正）

第十八条　次に掲げる法律の規定中「未成年者飲酒禁止法」を「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」に改める。

一　酒税法（昭和二十八年法律第六号）第十条第七号の二

二　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の九第一項（恩給法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十九条　恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項第一号中「をいう」の下に「。次号において同じ」を加え、「（十八歳以上二十歳未満の子にあつては重度障害の状態にある者に限る。）」を削り、同項第二号中「（前号に規定する子に限る。）」を削る。